

裁判所費用法

(改訂版)

第 I 編

総則

第 1 条 目的

政府収入の増収に貢献できることを含めて、全国において裁判所費用徴収が統一されることを保証し、捜査官、人民検察院職員、人民裁判所職員、裁判の判決を実施する職員が、その業務遂行において迅速に、そして正義をもって行えるような便利な環境条件を整備するために、裁判費用法は、裁判所費用の徴収、管理、受取、支払に関する原則、規定、処置を規定する。

第 2 条 (新) 裁判所費用

裁判所費用とは、訴訟当事者あるいは第三者が支払わなければならない訴訟費用であり、政府に対する税金、裁判訴訟を進めていく上での費用、裁判の中で証人として召喚される者に対する費用、書類代と書類のコピー代などがある。

第 3 条 (新) 裁判所費用に対する政府の政策

政府は裁判所費用徴収に関して、他の手数料並びにサービス料の徴収と同様に、その徴収は、全額を、時間どおりに徴収する、という政策を出している。それと同時に、訴訟当事者が自分の関係する裁判の裁判所費用支払に際して、その義務を遂行し、あるいは、自己の責任を果たすことを促進している。

第 4 条 (新) 民事訴訟における裁判所費用

民事訴訟は、訴訟当事者の正当な権利と利益を保護することを狙いとするものなので、よって民事裁判所費用の支払を規定している。

政府の税金、控訴請求費用、破棄請求費用と再審請求費用などの民事裁判所費用を払わなくともよい例外の民事訴訟には、以下のものがある。

1. 労働賃金要求訴訟あるいは労働に関する理由による他の要求
2. 養育費要求訴訟
3. 障害者になった、あるいは、健康を害した、あるいは、死亡したなどの理由による損害補償請求
4. 刑事罰が原因による損害補償請求
5. 支払われた補助金あるいは年金が正当でないのでその払いなおし

6. 他の個人の正当な権利と利益を保護するための、人民検察院政府行政機関、ラオス建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関に対する訴訟
7. 政府財務機関に対する訴訟
8. 行政関係面が原因の政府行政機関、職員あるいは個人に対する訴訟

前述した例外事項は、敗訴した者だけが支払う。

訴訟を受けて裁判に負けた者は、例外事項を受けることができない。

第 5 条 (新) 刑事訴訟における裁判所費用

刑事訴訟裁判は、政府、社会の利益、国民の正当な利益権を守ることに狙いを定めたもので、したがって政府は、この刑事裁判の中での経費に対して、まず先に責任を取って支払わなければならない。裁判所が、被告が罪を犯したという判決を出したら、被告は政府に対して、政府がすでに支払った様々な全経費に対して責任を取って弁済しなければならない。

裁判の判決で、被告が無罪となった場合、あるいは、有罪判決を受けたが、その犯罪者が裁判所費用を支払えないような状況にあるので場合は、政府がその経費に対して責任を持つ。

第 6 条 (新) 裁判所費用の支払

裁判所費用の支払は、以下のように実施すること。

キープ通貨で裁判所費用を払う。

裁判訴訟においての経費、書類代、書類のコピー代と裁判訴訟において裁判所に召喚された者に対する経費は、裁判係属中に支払う。政府に対する税金は、裁判所判決の執行期間中に支払う。

裁判所費用の受取と支払は、文面をもって行う。

第 7 条 (新) 裁判所費用に対する義務

捜査官、人民検察院の職員、人民裁判所の職員、裁判所の判決を実施する職員と判決を実施する組織に対して、便宜を図りその効果を挙げられるように、そして収入を増やし国の予算に組み込まれることに貢献するために、裁判に関する原告、被告と第三者は、正しく、金額をきちんと揃えて、決められた時間どおりに裁判所費用を支払わなければならない。

裁判所費用を徴収する職員は、正直にそして公明正大に法規則に沿って自己の職務責任と義務を遂行しなければならない。

裁判所費用法

第II編 裁判所費用

第8条(新) 裁判所費用の構成要素

裁判所費用は、以下の項目より構成されている。

1. 政府の税金
2. 訴訟における費用
3. 訴訟において召喚された人への費用
4. 書類費と書類コピー費用など

第9条(新) 政府の税金

政府の税金とは、裁判所費用の一部で、裁判に負けた訴訟当事者が裁判所の判決に沿って払わなければならないものである。徴収した政府の税金は、政府の予算の中に組み込まれる。

政府の税金は、以下のように構成されている。

1. 裁判所が判定した資産の価値に沿った政府の税金
2. 控訴請求費用、破棄請求費用と再審請求費用

裁判所の出した確定した命令、処分、第一審判決、上級審判決を実行する前に、政府に対する税金を納入しなければならない。

第10条(新) 訴訟における費用

訴訟における費用とは、交通費、食費宿泊費などを含む、証拠の証明、現場検証、証拠保管のための費用である。

第11条(新) 訴訟において召喚された人への費用

裁判所に召喚された証人、専門家、通訳と業務のために来た政府職員は、支払った移動費、宿泊費と日々の食費の合計金額を報酬金として受け取る。

専門家、通訳、書類を届ける者並びに証拠物を保管する者は、特別規定に沿って裁判所の委任に従って業務を実施したことに対するに労働賃金を受け取る。

移動費、宿泊費と日々の食費を受け取る以外に、証人として召喚された労働者、政府公務員は、自分の月給を保証される、日常業務を放置して召喚された労働者、政府公務員ではない証人は、その代わりに補償手当がもらえる。

第12条(新) 書類費と書類のコピー費用代など

書類費と書類のコピー費用代などは、以下のように構成される。

1. 裁判書類を入れるファイル代
2. 命令、処分、第一審判決、上級審判決などの書類手数料
3. 書類のコピー代

第13条(新) 裁判所費用金の支払と受取

裁判所費用金の提供と受取は、裁判所書記官が、署名あるいは提供者と受取者の親指の拇印がある実際に受領した総金額どおりの正しい領収書を発行することである。

領収書の発行は、3部必要である。1部はお金を支払った者に、1部は裁判書類の中に保管、そして残りの1部は原本として保存する。

第14条(新) 裁判所費用の使用

裁判所手数料金は、本裁判所費用法第10条と第11条の中の規定に沿って、訴訟裁判の中で使用される。

第15条(新) 裁判所費用の総括

裁判所が、第一審判決あるいは上級審判決の中に入れる認定(ウィニッサイ)部分を検討するために、訴訟の中で使用される裁判所費用金の支払は、文面をもって詳細かつ明確に総括し、そして裁判書類の中に入れて保存しなければならない。

第III編

民事訴訟における裁判所費用

第16条(新) 民事訴訟における裁判所費用

民事における裁判所費用とは、政府の税金、裁判に召喚された人の経費、裁判に関する書類とコピー代を含む、法律で規定しているように民事裁判、商事裁判、家事裁判、少年裁判、そしてその他の裁判に関わっている裁判当事者あるいは第三者の費用である。

第17条(新) 民事訴訟における裁判所費用

民事訴訟における裁判所費用には、以下のものがある。

1. 政府の税金
2. 民事訴訟における費用
3. 民事訴訟において召喚された人への費用
4. 書類費と書類コピー費用など

第18条(新) 政府の税金のレート

政府の税金のレートは、以下のように実施する。

1. 訴額の100分の2の割合で政府の税金を支払う。
2. 夫婦関係の事件では、50,000 キープを支払う。
3. 失踪が確認された者、あるいは行為無能力者、あるいは裁判所で自由剥奪5年以上の判決を受けた者との離婚要求訴訟に関して、40,000 キープを支払う。
4. 貸家契約の変更又はキャンセル、資産の差押えと価格評価ができない他の訴訟は、50,000 キープを支払う。

第19条(新) 民事訴訟における費用

民事訴訟における費用とは、情報あるいは証拠収集、証拠の証明とその他のための費用である。

訴訟において真実を探し事実を明白にするために、訴訟当事者あるいは第三者が資料収集、証拠の証明あるいは証人を召喚して陳述させることを要求する場合、その要求者は、お金を持ってきてその費用として支払わなければならない。

現場への情報収集、証拠の証明または証人または事件に関係するある個人を召喚し、その供述が必要だと思われる場合は、原告がその費用を先に支払う。

第20条(新) 民事訴訟に召喚された人に出される費用

民事訴訟に召喚された人に出される費用は、本裁判所費用法第11条の中で規定されたように実施される。

第21条(新) 民事訴訟書類手数料のレートと民事訴訟の書類などのコピー代のレート

民事訴訟書類手数料のレートと民事訴訟の書類などのコピー代のレートは、以下のように実施すること。

1. 裁判書類のファイル代は、1セット 35,000 キープを徴収する。
2. 訴状、答弁書、反訴状、控訴請求、破棄請求、再審請求の申請用紙代は、1セット 10,000 キープを徴収する。
3. 書類などのコピー代は、1枚 500 キープを徴収する。
4. 命令、処分、第一審判決あるいは上級審判決の手数料は、1枚 2,000 キープを徴収する。

前述した書類の手数料レートは、最高人民裁判所裁判長の提案による国会常任委員会の合意に沿って変更することが可能である。

第22条(新) 裁判所に供託するお金

裁判進行の便宜を図るために、裁判所は 200,000 キープを超えない範囲で、民事裁判において裁判当事者あるいは第三者が裁判所に供託する金額を規定する。

裁判所に供託されたお金が、経費の支払を終わらせた後に余った

場合、裁判所はそれを関係者に返却しなければならない。

第23条(新) 供託金の使用

裁判所に供託されたお金は、以下の場合に使用される。

1. 召喚状の送付
2. 書類と裁判の書類の送付
3. 民事訴訟の際に必要なとみられる他の物への支払い。

第24条(新) 民事訴訟の控訴請求費、破棄請求費、再審請求費

民事訴訟の控訴請求、破棄請求、再審請求は以下のように実施する。

控訴請求費 30,000 キープを支払うこと。

破棄請求費 40,000 キープを支払うこと。

再審請求費 50,000 キープを支払うこと。

夫婦関係、失踪が確認された者、あるいは行為無能力者、あるいは裁判所で自由剥奪 5年以上の判決を受けた者との離婚要求訴訟、貸家契約の変更あるいはその解除、資産の差押えと価格評価ができないその他の訴訟の控訴請求、破棄請求、再審請求の費用について、以下のように実施する。

控訴請求費 10,000 キープを支払うこと。

破棄請求費 20,000 キープを支払うこと。

再審請求費 30,000 キープを支払うこと。

第25条(新) 民事訴訟において、政府の税金の免除、控訴請求費の免除、破棄請求費の免除そして再審請求費の免除

原告が敗訴した時のみ、本裁判所費用法第4条第2項の中で規定された民事訴訟では、政府の税金、控訴請求費、破棄請求費と再審請求費の支払が免除になる。被告が敗訴した場合は支払免除を受けることができなく、この当事者が、控訴請求、破棄請求あるいは再審請求を要求している場合、本裁判所費用法第18条第1項と第24条第1項の中で規定されているように実施しなければならない。

第26条(新) 民事裁判において手数料補償義務

敗訴した側は勝訴した側に、裁判においての様々な経費について補償をしなければならない。そして政府の税金を裁判所の確定判決に沿って、支払わなければならない。もしこの訴訟が裁判所によって、原告が何かしらの得るといふ判決が出た場合、裁判所が原告に出した判決の割合に応じて被告は政府の税金を支払わなければならない。政府の税金で、残りの分は原告が支払う。

他の個人の権利と正当な利益を保護するために、裁判所が人民検察院政府行政機関、ラオス建国戦線、大衆組織機関、社会組織機関の訴えた内容すべて、あるいは、一部を破棄することを決定したら、被告は裁判の中で当該者が支払ってきたものを、原告の計算額によって補償される。

第27条(新) 民事裁判所費用徴収責任者

本裁判所費用法第10条、第11条と第12条の中で規定されたように、裁判所費用徴収職員は裁判所費用徴収責任者である。

裁判所の判決文実施職員は、政府の税金を徴収する責任者で、裁判所の確定判決文に沿って他の費用の支払に関して実施を行う。

第IV編

刑事訴訟費用

第28条(新) 刑事訴訟費用

刑事訴訟費用とは、本裁判所費用法第11条の中で規定されている個人に対する支払を含めて、例えば、事件現場検証、情報収集、証拠の証明、容疑者あるいは被告の捜索など、捜査官、人民検察院の職員と人民裁判所の職員が刑事訴訟の実施を行う時に生じる費用である。

第29条(新) 刑事訴訟費用の構成要因

刑事訴訟費用は、以下の項目から構成される。

1. 刑事訴訟実施における経費
2. 刑事訴訟実施において召喚される人物に払われる費用
3. 書類代と様々な書類のコピー代

裁判所費用法

第30条(新) 刑事訴訟実施における費用

刑事訴訟実施における費用とは、裁判所における召喚状の送付、書類の送付、裁判書類の送付、そして本裁判所費用法第11条の中で規定された個人に支払う費用を含めた、捜査官、人民検察院の職員と人民裁判所の職員が、事件現場検証、現場での情報収集、証拠の証明、被疑者あるいは被告の捜索における経費である。

第31条(新) 刑事訴訟実施において召喚される人物に対する費用

刑事訴訟実施において召喚される人物に対する費用とは、本裁判所費用法第11条の中で規定に沿って実施される。

第32条(新) 刑事訴訟の書類手数料と書類コピー代のレート

刑事訴訟の書類手数料と書類コピー代のレートは、本裁判所費用法第21条の中で規定に沿って民事訴訟の書類手数料と書類コピー代のレートと同様に実施される。

第33条(新) 刑事訴訟費用に対する責任

刑事訴訟実施費用、刑事訴訟実施における召喚される人物に対する費用、書類代並びに他の書類コピー代は、政府が先に立て替え払いする。もし裁判所が被告人は有罪であると判決を出したならば、被告人は政府が先に支払ったところの裁判所費用を補償して政府に支払わなければならない。犯罪者が複数の場合は、各人の責任に沿って支払を分けて払う。

裁判の判決で、被告に無罪判決がくだった、あるいは、有罪判決が下されたが犯罪者が刑事裁判所費用を支払うことができない状態である場合、政府が責任を持つ。

改訂版刑事法第25条の中で規定されているように、被害者と被疑者の間で合意したため、事件が取り消された場合、被害者と被疑者は裁判実施における費用を支払わなければならない。

第34条(新) 控訴請求費用、破棄請求費用と再審請求費用

人民検察機関の反対提案の場合を除いて、控訴請求費用、破棄請求費用と再審請求費用は、本裁判所費用法第24条第14項の中で規定されているように実施する。

第V編

裁判所費用の管理と検査

第35条(新) 裁判所費用管理機関

裁判所費用管理機関は、政府の税金に関して管理する機関と裁判実施やその他の費用に関して管理する機関により構成される。

政府の税金に関して裁判所費用を管理する機関は、以下のように構成されている。

1. 司法省
2. 県・特別市司法課
3. 郡・特別区司法事務所

裁判実施やその他の費用に関して管理する機関は、以下のように構成されている。

1. 最高人民裁判所
2. 上訴裁判所
3. 県・特別市裁判所
4. 郡・特別区裁判所

裁判書類が人民検察機構の責任の下にある場合は、この前述した機関が事件に関わる裁判所費用の管理者である。

第36条(新) 中央レベルにおける裁判所費用管理機関の権利と義務

裁判所費用管理において、中央レベルにおける裁判所費用管理機関である司法省と最高人民裁判所は、以下の権利と義務を持つ。

1. 計画、規定の研究立案、裁判所費用業務に関する合意事項、命令、助言と通知を出す。
2. 裁判所費用実施業務の指揮と管理を行う。
3. 関係する職員の育成と知識能力、資格、倫理と仕事実施モデルの養育とレベルアップ
4. 裁判所費用業務実施において功績を挙げた職員に対する称賛する政策を実施し、過ちを犯した職員に対しては懲戒を行う。
5. 法律の中で規定されているように裁判所費用業務に関して権利と他の義務を実施する。

第37条(新) 地方レベルにおける裁判所費用管理機関の権利と義務

裁判所費用管理において、地方レベルの裁判所費用管理機関は、以下の権利と義務を持つ。

自分に属している部門の組織、予算の管理と裁判所費用業務実施の検査を実施する。

裁判所費用業務の解決整備に関して、自身の上層部に提案する。

制度的に沿って自身の上層部に対して、裁判所費用業務実施について報告する。

法律の中で規定されているように、裁判所費用業務に関して権利と他の義務を実施する。

第38条(新) 裁判所費用検査機関

裁判所費用検査機関には、内部検査機関と外部検査機関がある。

内部検査機関とは、本裁判所費用法第35条の中で規定されたように、裁判所費用管理機関と同様の機関である。

外部検査機関には、司法省、県・特別市財務課、並びに郡・特別区財務事務所がある。

第39条(新) 内部検査機関の権利と義務

例えば法律規則に沿って、他の拘束義務を含んだ裁判所費用を正しく計算し、実際の金額をきちんと揃えて徴収するなど、内部検査機関は、裁判費用業務の実施、自身に属する各レベル職員の職務と責任の遂行を検査する権利と義務がある。

第40条（新） 外部検査機関の権利と義務

外部検査機関は、裁判所費用の徴収が効率よく、公明正大にそして正義をもって実施されるように、自分の管轄するレベルに属する裁判所費用業務に関する職員の権利と義務の実施を検査する権利と義務を有する。

第VI編

功績を挙げた者に対する優遇政策と違反者に対する処置

第41条（新） 功績を挙げた者に対する優遇政策

裁判所費用業務実施に関する職員で、自分の職務遂行に対して素晴らしい功績を挙げた者、そして裁判所費用業務に対して、協力並びに貢献し、多大なる功績を挙げた組織機関あるいは個人は、規定に沿って称賛あるいは優遇政策を受ける。

第42条（新） 違反者に対する処置

裁判所費用業務に関する職員で、自身の職務実施において過失があった、例えば、職務実施業務において責任が欠けていた、どっちつかずの態度であった、裁判所費用徴収あるいは裁判所費用の使用が意図的に法律に合致しなかった者は、研修教育を受ける、あるいは、懲戒処分を受けることになる。

前述した職員が、職務あるいは権利の範囲を逸脱して使用した、不正に裁判所費用を督促、詐欺あるいは裁判所費用を横領した、不注意に裁判所費用を紛失した場合、法律に沿って裁判にかけられる。

裁判所の判決によって裁判所費用を払わなければならない裁判当事者であって、理由もなく、裁判所の判決を実施しない場合は犯罪とみなされる。そして法律に沿って刑事裁判にかけられる。

第VII編

最終規定

第43条（新） 実施組織

司法省、最高人民裁判所と最高人民検察院がこの裁判所費用法の実施を行う。

第44条（新） 有効

本裁判所費用法は、ラオス人民民主共和国国家主席0がその使用の国家主席令を公布した日から有効となる。

本法律は1990年7月10日付書類番号05/90/ソーポーソー裁判所費用法に代わるものである。

本法律に抵触する規定事項、規定条項はすべて廃棄される。